

【環境林務部関係：質問項目】

1. 大規模畜産経営に係る畜産公害防止について
2. 霧島市永水地区ゴルフ場跡地開発について（陳情）
3. 環境教育・自然史博物館整備について
4. エコパークかごしまについて
5. かごしま低炭素社会モデル創造事業（屋久島）について

【質問本文】

1. 大規模畜産経営に係る畜産公害防止について

■ 質問（しもづる）

当陳情は、飼料工場並びに牛舎について、まずは、騒音と污水について規制並びに検査を行うこと、そしてまた、後段においては、住民優先、協定の強化、工場規模の制限といった公害協定にかかわるものであると理解しております。

そこでまず、前半について、騒音と污水について、法的な、もしくは条例上の枠組みについて、確認も含めてお伺いしたいと思います。

□ 答弁（環境保全課長）

騒音につきましては、南さつま市の公害防止条例で規定をされているところでございます。

騒音の特定施設、コンプレッサー、圧縮機がありますことから、牛舎につきましては、特定施設ということで、敷地の境界で規制基準が設定されているところでございます。

悪臭につきましては、悪臭防止法で規制をされます。適用の要件といたしましては、規制地域内にある全ての工場、事業場につきまして、敷地境界で、アンモニア等二十二物質の特定物質、特定悪臭物質が敷地境界で濃度基準として規制をされるというふうになっているところでございます。

■ 質問（しもづる）

一点、確認なのですが、今回の陳情にかかわる騒音であれば騒音規制法、悪臭であれば悪臭防止法、污水であれば水質汚濁防止法、それぞれのつくりとして、騒音規制法では特定施設というものを規制対象にしており、また悪臭防止法においては一定の地域、規制地域というものが対象になっており、また、水質汚濁防止法においては、これは対象はどうなっているんですか、ちょっとそこも教えてほしいんですが、いずれにしても、この三つについて、今回の陳情で上がってきているここについて、法の規制の対象になっているものなのかどうなのか、そこを教えてください。

□ 答弁（環境保全課長）

水質汚濁防止法ですけれども、牛舎に対して、水質汚濁防止法の対象となっているところでございます。

水質汚濁防止法では、特定施設、これも七十四種の業種、施設が指定をされておりますけれども、牛舎にありましては、面積が二百平方メートル以上のものについて水質汚濁防止法の適用を受けるということになっているところでございます。

飼料工場につきましては、動物性の原材料を使用する施設は対象ですけれども、植物性の原材料を使用する飼料工場につきましては対象外ということになっておりまして、当該事業場は植物性の原材料を使用しておりますことから、水質汚濁防止法の対象ではないということでございます。

■ 質問（しもづる）

あと、悪臭防止法と騒音規制法のほうについては、ここの地域ですとか、ここの施設だとかはどうなっているんですか。

□ 答弁（環境保全課長）

騒音規制法につきましては、南さつま市の公害防止条例に規定がございまして、特定施設、圧縮機がありますことから、牛舎のほうに市の公害防止条例が適用されるということになっているところでございます。

悪臭につきましては、悪臭防止法に基づいて、規制地域につきましては、全ての工場、事業場が対象ということになります。当該事業場は規制地域にございますので、飼料工場、牛舎とも悪臭防止法に基づく施設であると、規制基準がかかるということでございます。

■ 質問（しもづる）

ありがとうございます。

今、答弁で、牛舎に関しては、水質汚濁防止法、騒音規制法、悪臭防止法、全て適用対象になるということが確認できました。

続いて、次は二点伺いたいんですが、まずはこの陳情で求めている規制基準、そして、検査、測定について陳情で求めています。

それです、騒音のほうで伺いたいんですが、これは陳情のほうでは騒音は敷地境界で四十デシベル未満となるようという陳情でございます。今、騒音については、南さつま市の公害防止条例で規制をかけているという話ですが、それぞれ、この施設について、昼間、朝夕、夜間、どのような規制基準になっているのか教えてください。

□ 答弁（環境保全課長）

騒音につきましては、南さつま市の公害防止条例で規制をされているところでございます。規制基準、その数値ですけれども、朝とそれから昼間、夜間、夕方、そういった区分がございまして。

昼間につきましては、午前八時から午後七時まで六十デシベル、朝につきましては、午前六時から八時までですが五十デシベル、夕方が午後七時から午後十時まで五十デシベル、夜間につきましては、午後十時から翌日の午前六時まで四十五デシベルという基準がかかるところでございます。

■ 質問（しもづる）

この騒音規制法については、たしか、県の条例のほうにもあるわけですが、今お示しいただいた朝、夕、昼、夜間の騒音基準について、環境省の告示が一定の基準になっているかと思えます。で、この第一種区域、第二種区域、第三種区域、第四種区域とか分かれているんですが、ここは、この告示でいうと第何種区域に当たるものなんですか。

□ 答弁（環境保全課長）

騒音の規制基準につきましては、一種から四種まで四つの区分で設定をしております。一種が住居専用地域でございます。二種が住居地域、三種が商業地域、四種がその他というふうになっております。今申し上げました基準は住居地域にかける基準ということで第二種の基準、当該事業場には第二種の基準が設定されているというところでございます。

■ 質問（しもづる）

確認なんですけど、それでは、この陳情に上がっているところについて第二種の区域であるということでしたが、県の条例のほうでは、この第二種区域について、朝、夕、昼、夜、どのような基準をかけているものなんですか。

□ 答弁（環境保全課長）

県の公害防止条例と同じ基準でございます。南さつま市には公害防止条例が制定されておまして、県条例と同等の基準になっておりますことから、南さつま市につきましては、県条例からは適用除外をしておまして、南さつま市の条例が適用されるということになるところでございます。

なお、騒音規制法につきましては、当該事業場に対象施設がないことから、騒音規制法の対象ではございません。

■ 質問（しもづる）

騒音規制法の対象ではないという話ですが、もうちょっとそここのところを教えてもらっていいですか。

□ 答弁（環境保全課長）

騒音規制法につきましては、同じように規制区域が定まって、その中に特定施設がある場合に騒音規制法の対象になるところでございます。騒音規制法の対象になる施設がないということでございます。ただし、南さつま市の公害防止条例の対象施設がありますことから、南さつま市の公害防止条例の規定はかかります。ただ、騒音規制法の基準と県公害防止条例の基準と南さつま市の公害防止条例の基準は同じ基準でございます。

■ 質問（しもづる）

いずれにしても、南さつま市の公害防止条例は対象になるということだと思しますので、一点伺いたいんですが、それでは、市の条例のほうで、県条例並びに県条例が準拠しているこの告示よりも上乘せ

規制をかけるということは法的に可能なんですか。

□ 答弁（環境保全課長）

南さつま市におかれましては、独自の公害防止条例で規制基準を設定されておりますので、南さつま市で必要というふうに認められれば、そういった規制の強化ということは可能だと考えているところでございます。

■ 質問（しもづる）

ありがとうございます。

現状の当該陳情の施設、地域についての騒音基準というのは、朝夕は五十デシベル、昼は六十デシベル、夜間は四十五デシベルであるという答えでしたけれども、また一方で、南さつま市の公害条例において、県条例並びに環境省告示よりも上乘せ規制をすることは法的に可能であるということが整理できたかと思えます。

続けて、今までは基準等について伺いましたけれども、次は測定、騒音であれば測定、汚水であれば検査について、陳情項目に従って伺いたいと思います。

当陳情においては、騒音については一カ月ごとに測定を実施すること、汚水の検査については三カ月ごとに検査を実施することとありますが、法令上、騒音の測定並びに汚水の検査というのは、どのようなスパンでどこが実施することになっているんですか。

□ 答弁（環境保全課長）

それぞれの法令の所管する、例えば県、南さつま市が立入検査におきまして、随時、立入検査をいたしますが、その中で検査をするということになっているところでございます。

■ 質問（しもづる）

県及び市という話がありましたけれども、まず、ここで主体の話と頻度の話を伺いたいんですが、これは騒音のほうも水質のほうも両方検査をするのは県なら県、市なら市で一緒なのか。たしか、水質汚濁のほう県だったのかなとも思うんですけども、ちょっとそこを整理していただきたいのが一点と、陳情では検査頻度を求めていますので、その検査頻度について、何らかの法令上の規定があるものかどうかということを示してください。

□ 答弁（環境保全課長）

水質汚濁防止法は県が所管しておりまして、牛舎が特定施設になっておりますことから、県が立入検査を実施しているところでございます。

当該事業場につきましては、昨年四月に住民の方から相談を受けておりまして、直ちに調査をいたしました。県の関係部局、それから農政部局、地元の県の地域振興局、南さつま市とも連携をして現地調査を行ったところでございます。

これまで県といたしましては、関係機関、南さつま市と連携をいたしまして、昨年の四月から現在まで七回にわたり現地調査、立入検査を実施してきたところでございます。

その結果、当該事業場の飼料工場や牛舎につきまして、関係法や南さつま市の公害防止条例の対象となる施設につきまして、県で所管しております水質汚濁防止法の規定がございます排水、それから南さつま市で所管されております悪臭防止法や同市の公害防止条例の規定のあります悪臭、騒音につきまして、県や南さつま市におきましてそれぞれ検査をいたしましたところ、それぞれが規制基準値以下で、法令の基準に適合しているということでございます。

このことから、現在は、当該事業場につきまして、関係法や条例上の問題、関係法、条例に直接抵触する問題はないものというふうに考えております。法令上は、検査の頻度というのは規定はございません。

また、事業者におきましても、自主的に騒音と排水について自主検査をされているところでございます。騒音と排水の簡易な水質項目につきましてはほとんど毎日、それから、詳細な水質項目につきましては一週間から数週間で、外部の民間の分析機関、第三者機関でございますが、そこに分析を依頼して調査をされております。これらの自主検査の結果につきましても特に異常は認められなかったというところでございます。

■ 質問（しもづる）

ありがとうございます。

もう一点、県が直接所管する水質汚濁防止法の検査について再度お伺いしたいんですが、今、事業者のほうで自主的に民間分析機関に委託して検査をしている結果、法令の基準以下であるというお答えでしたが、一方で、例えば、一時的に汚水が出たと、見た人が思う状況があったときに、これたしか九月か十二月のときも聞いたと思うんですけども、また再度確認なんですが、この検査については、例えば、これは基準以上の排水を流しているんじゃないかという疑義を持つ方がいらしたときに、県に対して、採水検査をしてくれということがあった場合には、当該事業者に対して予告なしで行うということによろしいんですよね。

□ 答弁（環境保全課長）

立入検査につきましては、事業者には予告なく立ち入りをいたしまして、排水水採取して県の機関で分析をするものでございます。

■ 質問（しもづる）

わかりました。私からはとりあえず以上です。

■ 質問（しもづる）

今、松田委員から三者協議についての県のかかわりについて質問、提案がありました。それぞれの法律のたてつけを見ますと、少なくとも水質汚濁防止法、汚水、排水については、県が立入検査等の権限を有するものであって、少なくとも汚水の排出、排水が対象になる限りにおいては、県もこの協議にある程度コミットしていくべきだと思うんですね。それで、まず現在の状況として、南さつま市並びに住民の方、事業者と三者協議、どのような話し合いがされていて、どういう進展があるかということは把握されているんですか。

□ 答弁（環境保全課長）

三者協議の状況につきましては、その内容等について、南さつま市から状況を聞いているところでございます。

■ 質問（しもづる）

わかりました。その三者協議の招聘云々という話がありましたが、私自身は、先ほど松田委員からもありましたように、県としてもっと関与していくべきだと思いますが、少なくとも関与すべきであると、もっと強く関与すべきであるというステージで来た場合に、すぐに入れるように、しっかりとそここの情報の情報収集は努めていただきたいと思います。

以上です。

■ 質問（しもづる）

私も継続なんですけど、やはり先ほど申し上げましたとおり、三者協議の推移を県としてしっかりと、自分たちのものでもあるという意識で見守っていただければと思ひまして、継続審査といたします。

2. 霧島市永水地区ゴルフ場跡地開発について（陳情）

■ 質問（しもづる）

陳情第五〇一六号並びに第五〇二七号については、採択でお願いいたします。

以下、理由を申し上げます。

当該陳情については、平成八年以降、十八年間にもわたり先行工事が停止していたわけですが、今回、報告がありましたとおり、三つの調整池全て工事が完了する見込みであるという報告がなされました。これやはり、ひとえに本年度の当委員会でもありますし、また、前年度以前の当委員会におきまして、委員の皆様方が、県民の、そして住民の方の声に真摯に向き合ってきた結果だと考えております。

したがいまして、工事が完了する見込みであるという報告はありますが、最終最後まで工事の完了に向けて取り組む必要があるということと、そしてまた、議会としての意思を示すべきであるという考えから採択でお願いいたします。

3. 環境教育・自然史博物館整備について

■ 質問（しもづる）

私からは、この一ページにあります戦略策定の目的にあります、私たちが持つべき基本認識という記述ですとか、また、八ページの基本方針の一にあります、認識を高めることが必要である、そしてまた、知識を学ぶだけでなく、実体験を通じて、人と自然とのつながりを感じて身につけていくことが必

要であるといったように、まずは、地域固有の生物多様性は大事だよねという認識をみんなが持っていく。そして、それをみんなが持っていくためには、やはり一番いいのは、子供の段階から教育を通じて啓発をしていくということが非常に重要ではないかなと考えています。

その中で伺いたいのが、十ページの六つのテーマの中のテーマーに、参加を通じて、人と自然（生物多様性）のつながりを理解するための取り組みにいろいろ掲げられておりますが、特に教育委員会との連携はどういうふうにやっていくのかなということを伺いたいんですね。というのが、例えば、地域固有の生物多様性は大事だよねと、特に子供のころから気づいていくためには、例えば、一つは展示としての自然史博物館の整備であったり、例えば、学校学校、もしくは地域地域で、生物多様性は大事だよね、その大事さをどうやって伝えていく。教材の開発であったり、指導法の開発であったりということをやる機能というのは、恐らく教育委員会のほうになってくるのかなと思うんですね。なので、その参加体験の促進、そして人材育成といったところで、教育現場、教育委員会のほうとどう連携していくのか、今見えている、考えているところがあれば示してください。

□ 答弁（自然保護課長）

委員御指摘のとおりでございまして、この点につきましては、環境教育・環境学習が大切であろうというところで、教育庁のほうとも御相談をしております。この中では、人とその自然なり、生物多様性のつながりを理解するためには、必要な体験的な学習を促進させるために、学校や地域での生物多様性に関する教育と自然体験の機会をふやしていくことが必要であろうと、そういった中で、学校において、地域の自然体験活動を通して、生態系や種の多様性の理解を深め、自然保護や環境保全への意識を高める学習を推進すると、こういったことも教育庁のほうから言っていただいておりますので、こういった部分を十分協力していきたいと思っておりますし、また、先生方に対して、必要な教材とか情報というのは、自然保護課のほうで用意をしまして、教育庁のほうを通じて、また流していただくとか、そういった形の連携をちょっと強化していきたいと思っております。

■ 質問（しもづる）

ありがとうございます。

本当に、子供のころの取り組みというのが一番きくと思っておりますし、重要だと思いますので、教育現場との連携を進めていただきたいというのと、やはり、これは個人的な意見なんですけど、今、鹿児島市内、県内にある展示で、地域固有の生物多様性はこういうもので大事だよねと感じられる展示はどれだけあるんだろうかなと思うことがあるんですね。実際、鹿児島県内にある自然史博物館的なものとしては県立博物館なんでしょうけれども、そこで生物多様性の展示を、どうしてもスペースの関係もありますから、ふんだんにできているとは言いがたいところもあると思っておりますので、そこも将来の課題として取り組んでいければと思います。

以上です。

4. エコパークかごしまについて

■ 質問（しもづる）

私からは、エコパークかごしまの収支見通しや、やはり将来考えられるリスクをどれだけ予測して手を用意しておくか、リスクを低減していくかという観点から何点か伺っていきたいと思います。

この試算の前に、まず初期費用として九十四億円ぐらいですか、最初のつくる際に九十四億円ぐらいかかっていると思いますが、それぞれ、国からの補助金、県からの補助金、そして、公社が行う借入れ、それぞれの財源、幾らかけてつくったものなのか示してください。

□ 答弁（管理型処分場整備担当参事）

ちょっと財源諸資料出しますので、少々お待ちください。

現在、エコパークかごしまでございますけれども、総事業費九十六億八千三百万円、これは情報管理システム等含むものでございます。この中で、工事費につきましては、約九十六億四千九百万円ということになっておりまして、その財源内訳なんですけれども、まず、国庫補助金、これが約十八億八千万円、それから県補助金、同じでございます、約十八億八千万円、それから、県からの借入金、これが約五十九億三千万円という財源構成になっております。

■ 質問（しもづる）

今、国からの国庫補助が十八億八千万円、県からの補助が同額、そして、公社が行う借入れが五十九億三千万円ということが示されました。

それで、この公社の借入れについて確認なんです、これは全額県からの借入れなのか、そして、無利子なのかということを確認します。

□ 答弁（管理型処分場整備担当参事）

借入金についてでございますけれども、これは全額県からでございます、無利子となっております。

■ 質問（しもづる）

ありがとうございます。

今、初期費用の財源負担を示していただいたわけですが、まず最初の段階で、県の補助、県の持ち出しというのが十八億八千万円、そして、県から公社に貸している五十九億三千万円については、この試算に示してあるとおり、将来の廃棄物受け入れ収入で返していくという試算です。この試算のとおりにいけば一番いいんですけれども、いろいろな将来のリスクがあって、例えば途中で頓挫したりした場合には、最大五十九億三千万円の借入れについてリスクがあるということが確認できたかと思います。

続いて、この収支見通し案について伺っていきたいんですけれども、受け入れ料金について、考え方については、他県の類似施設の料金を基本に、そして、料金の概要をそれぞれ種別ごとに示してあるんですが、まず、改めてなんですけれども、エコパークかごしまというのは、主にどういう種類の廃棄物を受け入れていく予定なんです。そして、それぞれの種類に対して、ここでは三種類書いてあって、などとありますが、幾らを設定しているものなんです。

□ 答弁（管理型処分場整備担当参事）

このエコパークかごしまの受け入れの廃棄物なのですが、これにつきましては、環境保全協定、これのほうに記載してございまして、ちょっと読み上げますと、燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、もみくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳滓、瓦れき類、ばいじん、十三号廃棄物となっております。

これにつきましてはの料金の設定なんでございますけれども、現在、公社が検討中ということで、これは収支見通し案と書いてありますように、三月末ぐらい、理事会あります。その前に評議員会ございしますが、そこで料金等決めますので、案ということで、今、一応検討中のもので、今お示しできますのがここに載せていただいています瓦れき類一万八千円、燃え殻一万九千円、廃プラスチック類二万五千円ということになっておるところでございます。

■ 質問 (しもづる)

考え方のほうで、他県公共関与の類似施設の料金を基本に、県内事業者の状況等を勘案とありますが、事業者のほうからすると、持っていける先から一番安いところを選ぶわけですね、当然ですけども。持っていける先、今現在は、本県内に管理型処分場がないことから、他県の処分場に持っていつているかと、何らかの協定か何かやって持っていつているかと思うんですけども、このエコパークが完成した後は、本県から管理型最終処分場に持っていく際には、どこが対象になるのか。というのが、県外に持っていけなくなるものなのか、それとも持っていけるものなのか。それによって、競合他社じゃないですけども、見なきゃいけない料金設定は違ってくると思うんですよ。

それで伺いたいのが、このエコパークかごしまが稼働した後に、本県から排出される管理型最終処分場で処分すべき廃棄物というのは、どこに持っていけるものなんですか。

□ 答弁 (管理型処分場整備担当参事)

このごみの持っていける可能性のある場所ということでございまして、まず、現在、宮崎県のほうに多くを持っていつています。それから、熊本県も少量あるというふうに聞いておりますが、まず、宮崎県につきましては、もうかなり前になるんですけども、自県内の民間等、公共ありますけど、そちらの容量等もございまして、鹿児島県のほうに管理型処分場がないということで、宮崎のほう受け入れをしていたところでございしますが、これまで、以前、宮崎県の話としては、鹿児島県に産業廃棄物の管理型最終処分場ができるまで、宮崎のほうは受け入れは検討するけど、それ以後はなかなか難しいですよというようなお話をしておられたところでございまして。したがって、現段階では、宮崎のほうにつきましては、管理型処分場、これができますと、なかなか持っていきにくくなると、ただ、いろいろ宮崎県のほうにも民間の会社のほうの事情もございまして、そこをまた、例えば宮崎県のほうがどのようにしんしゃくされるかというのは、まだちょっとそこはわからないところではございまして。

あと、熊本県につきましては、これは少量は持っていけるということではあるんですけども、比較的、北のほうに産廃処分場あるものですから、それを考えますと、余り多くは出ないだろうと、これまでもそうたくさんないですけども、というふうに考えているところでございまして。

■ 質問 (しもづる)

そうしましたら、今回、この考え方で考慮したというのが、他県の公共関与の料金ということなんで

すかね、大体どのあたりを参考にしたのか教えてください。

□ 答弁（管理型処分場整備担当参事）

他県公共関与の類似施設の料金、他県の公共関与ということで、お隣の宮崎県、それから佐賀県とか、全国たくさんございますけれども、それらの料金を参考にしまして、それを基本ということとしております。ただ、現在、県内の事業者の方、県内事業者の状況等を勘案してというふうになっておりますが、県内事業者の方は、宮崎県の民間の処分場等に持って行っておられるということがございますので、その取引の価格というか、これは公社のほう公表しないという前提で調査したものでございますけれども、それも参考にしているというところでございます。

■ 質問（しもづる）

他県の公共関与の類似施設を参考にしたというのは、この経過からも妥当だなというふうに思うところです。例えば、宮崎の公共関与のほうはトン二万円ですし、佐賀の公共関与のほうは汚泥が一万六千円とか、そういうオーダーですので、他県の公共関与の類似施設がしっかりと参考にされたんだと思います。

ただ一方で、民間の事業者、廃棄物を排出する事業者が持っていき先は、持っていきの限りにおいては、公共関与かどうかというのは、正直、事業者からすれば、どちらでもいい話で、当然に安いほうに持っていきかと思うんですね。その点について、先ほどちょっと宮崎のほうとは協定は、鹿児島に公共関与型の管理型処分場ができるまでですよという協定になっているという話がありますが、ただ一方で、さっき答弁でも少しありましたけれども、民間の処分場によっては、例えば容量があいていると、受け入れたいという場合も考えられるわけですね。その点について、民間の、特に今持っていき先ですね、民間の都城とか菊池とか、その辺の今持っていき得る先の価格というのは参考にしなかったのかどうか教えてください。

□ 答弁（管理型処分場整備担当参事）

今お尋ねありました宮崎県の民間企業との取引、各事業者の取引の値段を参考にしたかということでございますが、その値段も参考にしております。幾らというのは、こちらでなかなか平均を含めてちょっと公表できないんですけれども、実際の取引価格、これの平均値とか、あるいは幅がございます。結構、高いところもあれば、低いところもありまして、比較的大きな事業者の方は、それなりに低くで取引できるというようなのが一般的なお話でもあるでしょうけれども、そこら辺も含めまして検討していると。ちなみに、この料金設定に当たりましては、現在の取引価格といいますのは、鹿児島から宮崎に持っていきということでございますので、そうなりますと、当然、運送費がかかかります。それから、運んでいる間は仕事その間できないといったようなデメリットでございまして、それを鹿児島県内の処分場に持っていきけるとした場合は、そこら辺の運搬料金がどれくらい安くなるのかとか、そういったようなのも総合的に勘案して、公社のほうで検討しているところでございます。

■ 質問（しもづる）

今、宮崎に運ぶ際には運搬コストが発生すると、それはそうだと思います。民間事業者としては、当

然、トータルコストで見るわけで、例えば大隅の業者さんから運ぼうとしたら、多分、都城のほうが近いはずなんですよね、川内まで運ぶよりも。将来、他県との協定がどうなるか次第ですけども、やはりある程度民間の価格設定は考慮せざるを得ないのかなというふうに思うところです。

続いて、試算なんですけれども、二番の収支目標について、まず、収入の主だったものは受け入れ料金収入ですけども、これは確認ですけども、十五年で六十万トンという試算でよろしいんですよね。

□ 答弁（管理型処分場整備担当参事）

現在、環境保全協定、こちらで埋め立て期間が一応、現在十五年ということになっております。処分場のほうの容量、これが約六十万トンということで、十五年、六十万トンということで、この収支の目標を立てているところでございます。

■ 質問（しもづる）

ありがとうございます。

それでは、これからこの収支見通しについて、他県で幾つも公共関与型の管理型最終処分場というのは整備されているわけですが、その他県の事例でそれぞれの県で何らかの問題に当たって、それを解決してきたという先例がありますので、どういうリスクが考えられて、どういう手だてが必要かというのを、これから三点伺っていきたいと思います。

まず一点目は、目標どおり廃棄物が来るのかという点なんですね。これ、滋賀県のクリーンセンター滋賀というところが、開業してみたら、見込みの三分の一しか来なくて、最初は受け入れ収入で全部運営費はペイするつもりであったのが、そういうわけにもいなくなって、最終的には百五十億円ぐらいの公費支出になることが見込まれているという事例があります。

そこで、そういうことが起こらないようにするために今議論したいんですけども、十五年間で六十万トンといたしますと、一年間で四万トンという計算になります。一方で、県の廃棄物処理計画ですかね、こちらの中には、平成二十七年度の最終処分場の将来予測というのがあるとあって、それぞれ、安定型最終処分場に入れるもの、管理型最終処分場に入れるものとあるんですが、この中で、管理型最終処分場に処分される産業廃棄物として、平成二十二年度の多分これ実績だと思うんですが、三万八千トン、二十七年度は三万六千トンと、やはり、中長期トレンドで見れば、リサイクルの進展もあって、最終処分場というのは減っていつているのが確かな長期トレンドだと思いますが、二十二年度三万八千トン、そして二十七年度予測三万六千トン、ふえることはなかなか考えにくいんですよね。県が出している計画ですから、これ。県の廃棄物処理計画とこの年間四万トン受け入れますよということの整合性について説明してください。

□ 答弁（管理型処分場整備担当参事）

現在、県の廃棄物処理計画、先ほど、二十二年度、これは推計値でございます。それから二十七年度の三万六千トンは予測値ということになっておりますけれども、これとの違いということでございます。

この廃棄物処理計画につきましては、平成二十三年三月に策定したものでございまして、二十一年度の実態調査を行って、二十二年度の産業廃棄物の排出量等を推計したということでございます。三万六千トンにつきましては、今申し上げましたように、この計画期間の最終年度であります二十七年度の管

理型処分場の処分の対象となる排出量を予測したということをございまして、予測値ということなんですけれども、この産業廃棄物の排出量、これは経済情勢によりまして大きく左右されるところでございます。

現行の廃棄物処理計画をつくりましたときの景気というのは低迷していたところでございますけれども、現在、景気は緩やかに回復していると、きのう、月例経済報告ございましたけれども、判断は一応変わらず、緩やかに回復しているということをございまして、今後さらなる景気の回復とか、鹿児島県のですね、それから全国もございまして、それから地域経済の活性化も期待されると。また、アジアの経済発展ということにつきましても、月例経済報告におきましても、中国等、また引き続き発展するであろうというような、おおむねそのようなことを、このところ、言っているところでございます。そのようなことも期待されるところでありまして、その収支の算定に当たりましては、その受け入れ量につきまして、管理型処分場建設の基本計画と同じ四万トンとしているところでございます。

■ 質問（しもづる）

今の説明ですと、景気が回復基調にあるので、平成二十三年三月に策定したこの計画においては、景気低迷期を前提として推計をしたのでこの数値ではあるが、景気が回復すれば、この数値をどんどん上回っていくという説明に聞こえます。

詳しく伺いたいんですが、恐らくお手元に廃棄物管理計画はあると思うんですが、景気が回復すると、どの種類のがふえるんですかね。というのが、僕が今伺って、イメージしてみたんですが、景気が回復して、ただこれからの時代、どんどんどんどん家が建って、家を壊して家を建てるなんていうことはなかなか考えにくいと、鹿児島の経済構造を考えれば、たくさん鉱滓が出ることもなかなか考えにくいと、じゃ、景気が回復したら、どのあたりのが、景気のインパクトを受けてふえていくと見込んでいるんですか。

□ 答弁（廃棄物・リサイクル担当参事）

現在、管理型の最終処分場に入ってくる種類の中で多い部分というのが、燃え殻、いわゆる焼却灰の類いである。あるいは汚泥ですね、そういったものが中心になっております。それと、いわゆる安定型物質を含んだ、いわゆるいろんなものが混ざった混合廃棄物という、そういったものが中心になっておるかと思えます。

そうしますと、今後、経済発展等行われた場合には、いわゆる焼却廃棄物の量がふえて、焼却灰あたりもふえてくるであろうと、あるいは汚泥につきましても、これは製造業から出てくるものがほとんどでございますが、そういった生産の拡大によって、副産物としての汚泥もふえてくるであろうと、あるいは混合廃棄物と言われるものには、例えば自動車を破砕した際のシュレッダーダストとか、そういったものもございますけれども、そういったものも当然ながら増加してくるのではないかとということで、ふえてくる可能性のある廃棄物としては、今申し上げたようなものを考えております。

■ 質問（しもづる）

今の説明に対して二点伺いたいと思います。

まず一点目は、管理型最終処分場に入る主だったものは、燃え殻ですとか、汚泥といった話なんです

が、ここでまず二点伺いたいのが、県の廃棄物処理計画によると、燃え殻については、わずか一千トンなんです。平成二十二年度推計なんでしょうけれども、この時点で、二十七年度、一千トンなので、全体に対するインパクトというのは、これが二倍にふえようが、三倍にふえようが微々たるものであるというのが一点。

そして、これは教えていただきたいんですが、経済活動が活発化すると、どういうところから汚泥が出てくるのかなど。汚泥は三万六千トン推計の中の一萬三千トンと一番大きいものですから、やはりインパクトが大きいと思いますので、どういうことで汚泥がふえてくるのかということをもっと伺いたいと思います。

□ 答弁（廃棄物・リサイクル担当参事）

廃棄物処理計画の中で管理型に処分するものということで、一つ、燃え殻という部分がございます、この推計の表では一千トンということになっております。これは、この表のつくり方といいますか、見方になるんですけれども、ここで挙げております、例えば汚泥でありますとか、廃プラスチック、木くず、そういったもので種類を挙げてありますけれども、これは、いわゆる排出時点での性状でございます。といいますのが、具体的に申し上げますと、例えば、木くずというのが最終処分されるようになっておりますけれども、これは木くずの場合は、五千トンという数字がございますけれども、これは木くずをそのまま最終処分、埋め立てするというよりは、焼却して、焼却灰として埋めるものが五千トンということがございます。再度申し上げますと、発生時点では木くずで出ておりましたと、ところが、それを中間処理、焼却することによって焼却灰になります。その分が五千トンという数字になっております。ですから、最終的に焼却灰として入ってくるものとしては、かなりのウエートを占めてくるということになります。

それと、もう一点、汚泥でございますけれども、汚泥につきましては、こういった業種から出てくるかというのを考えますと、食料品製造業、これは食料品製造業におきまして汚水処理施設がございます。その施設から最終的に汚泥が出てくると、あるいは電気機械器具製造業、そこらの汚水処理施設からも排水処理に伴う汚泥が出てまいります。それとあとは上下水道からの汚泥、それとあとは建設業、これで例えば掘削工事等を行ったときに濁水が出てまいりまして、そういったものを凝集処理したときに汚泥が出てまいります。そういったものが汚泥の主な発生源といいますか、そういったものになっております。

■ 質問（しもづる）

汚泥の発生源については、今の説明でわかりました。ありがとうございます。

それで、この推計はないのかなということも伺いたいんですけれども、やはり、将来景気回復するから、今の計画では二十七年度、三万六千トンだけでも、それ以上ふえるんだよねというのは余りに乱暴な議論なので、最終処分場に回るものの推計としては、各種別ごとに、まずどれだけ廃棄物は出ますと、で、多分、年々リサイクル率というのはよくなってきていて、最終処分に回る率、年々下がってきているかと思いますが、それを掛けたものが出てくると思うんですね。それぞれの種類ごとに積み上げて、大体出てくるものだと思うんですが、であれば、将来、景気回復していくんだよね、景気回復基調なんだよねというのであれば、景気がよかったころの鹿児島県のそれぞれの産業から出ていたと

というのは多分、持っていると思うので、それに、当時の最終処分率ではなくて、現在の最終処分率を掛ければ、大体の見込みは出てくると思うんですよ。そういうのはこの公社のほうで、もしくは廃棄物・リサイクル対策課のほうでもいいですけども、そういうデータというのは、試算、積み上げをやっていないものなのか教えてください。

□ 答弁（廃棄物・リサイクル担当参事）

廃棄物処理計画は、これまでもおおむね五年置きに見直しをしております。そういったことで、今回の将来予測といえますか、四万トンの根拠としましては、先ほど申し上げたようなところになるかと思うんですけども、いわゆる最終処分量というのは、当然のことながら、年々減ってきております。ですから、過去にさかのぼった場合、例えば景気のよかったころの数字とか、そういったものも処理計画の中では当然出ているかと思えます。そこを具体的に根拠にして試算をしたかというのは、ちょっと確認しておりませんが、委員御指摘の部分につきましては、過去のデータ等もまた検討してみたいというふうに考えております。

■ 質問（しもづる）

それはぜひ、これは強く望むんですが、検討してください。というのが、今、県が公式に出している計画で、二十七年度に三万六千トンと書いてあって、片や、試算では毎年四万トン埋めていくと、ぱっと見ればおかしいんですよ。今の答弁で、景気回復したら、廃棄物の出ている量はふえてくるんですよという話ですが、じゃ、その根拠は何という話になるわけです。さすがに、えいやでは認められるわけにはいかないんですよ。

なぜこれを言うかといいますと、例えば三万六千トンで推移したとすると、僕はこれでも非常に楽観的な見込みだと思っています。中長期トレンドでいくと、リサイクルが進んで、最終処分量は減ってきているわけですから、現状維持ですら楽観的な見方だと思えますが、それで見たとときでも、十五年間、もともと四万トンで見えていますから、一割減るわけですね。一割減るということは、百十四億円の一割ということですから、十一億四千万円、穴があくわけですよ。もちろん、その処分場が埋まっていなくて、追加で受け入れていくとなれば、十六年目、十七年目、十八年目、受け入れていくことは可能でしょうけれども、それは、これから申し上げる問題も生じるわけです。なので、まず、ここのそごをどうにかしてもらいたいと、これは県民の皆さんが見ても、どう考えてもおかしいじゃないかと、県の二十七年度の計画に管理型最終処分場に入れるのが三万六千で、県の計画は四万と、県の答弁では、景気が回復したらふえるんですよと、その可能性はわかりましたと、ただ、その根拠は何ですかということが、今の状態だと根拠がないんですよ。景気がふえたらごみは来るだろうと、それはそうなんでしょうけれども、その積み上げがないというのは、やはり将来の試算に非常に不安を残すところです。なので、そこはちゃんとつくっていただきたいと強く要望します。

続けて、今、思ったより入ってこなかった場合にどうするのという問題提起をしました。この点に関しても先例があります。茨城県のエコフロンティアかさまというところが、建設したときに、思ったより廃棄物が入ってこなくて、最終的には延長したり、ここの場合は県外からの受け入れもやったわけですけども、そういう事例が発生しています。ただし、さっき環境保全協定の話、少しされましたが、その中身から教えていただきたいんですが、恐らく、地元の方と、何年間埋めて、あと何年間で安定化

しますよという取り決めはやっているんじゃないかなと思うんですね。まず、そこを教えてください。

□ 答弁（管理型処分場整備担当参事）

この埋め立て期間につきましては、環境保全協定で予定十五年となっております。それから、安定化期間につきましては、保全協定上はございませんけれども、現在いろいろな御説明の中では、安定化を一応十五年の予定ということで考えているというようなお話はしているところでございます。

それから、済みません。先ほどの御質問に関連しまして、三・六万トン、それから四万トンの差、これはどう見るのだろうかというお話でございました。これらにつきまして環境整備公社でも今いろいろ情報収集をしているところでございまして、その情報収集の結果といたしますか、新たな産業廃棄物の排出事業としましては、木質バイオマス発電などの計画が具体化しておりまして、発生する焼却灰等の一部については新たに搬入の可能性が見込まれるところでございます。また、県外で今、中間処理されている廃棄物などにつきましても、先ほど出ました運搬費用、これなどを含むトータルコストを考えますときに、各企業として、エコパークかごしまへの搬入を選択する可能性があるというような意見を伺っているということで、公社からは伺っているところでございまして、今そのような要素もあるところでございまして、現在、公社としては四万トン、これを一応、目標値としているところでございます。

■ 質問（しもづる）

今、地元との環境保全協定で受け入れ期間は十五年であるということが明記されているという話だったと思います。地元の方からすると、受け入れ期間プラス安定化期間というのを、やはりこの処分場とおつき合いをしなければならないということは、最終的な安定化が終わるまでに何年かかるかというのは最大の関心事だと思うんですね。ということは、将来、可能性としてですけれども、廃棄物が思ったより入ってこなくて、埋まるまで、例えば十五年、最初だったのが、二十年、二十五年になったと、なったときには、勝手にできる話じゃないですよ。そこで、先例として、エコフロンティアかさま、茨城県のほうは、地元と新たに協定を結び直して、その際に、これ、新聞記事からの引用なんですけれども、地域振興対策費二十数億円を積み増したという話があるんですね。当然これというのは、恐らく、茨城の県民の方の税金から出ていることになるかと思いますが、そういう可能性があるのも、この試算というのはちゃんとやっってくださいねというのを再三申し上げているんですね。ここについては、今申し上げても、なかなか平行線をたどると思うんですが、ただ一言要望したいのは、その場合には、ちゃんと地元の方と真摯に向き合ってくださいねというのを、今の段階では申し上げておきたいと思います。

最後の一点、この管理型処分場については、当然に、汚水が漏れないように施工しているわけですが、電氣的に検知するものを入れているという話なんです。同じような仕組みをやったところで、山梨県の公共関与型整備場は再三にわたって漏水を検知して、最終的には放棄を余儀なくされたという事例がございまして。将来の可能性なんです。これ、漏水を検知したときにどういう対応をとるのかということは考えていらっしゃいますか。

□ 答弁（廃棄物・リサイクル担当参事）

漏水検知機を備えていますので、もしそれが作動した場合ということですが、これにつきましては、とりあえずの対応としましては、漏水検知機がありますので、漏水箇所というのは、大体一メートルの

範囲で検知できるようになっております。ですから、その箇所につきまして、当然確認をするということになりますので、廃棄物が上に埋まっておりますので、具体的には、その廃棄物を取り除いて、いわゆるシート部分を確認すると、そこで、もし、シート等の損傷があった場合には、そのシートの修復をするというのが基本的な対応になるかと思えます。

当然、もし、その場合、漏水があった場合には、その修復というのものもあるんですけども、当然、附属する部分としまして、それが地下水への影響がないかという部分もございますので、これは、地下水のモニタリングというのは、定期的というか、ずっと行うようになっておりますので、そういった、いわゆる地下水のモニタリング結果というのを踏まえての対応になるかと思えます。

■ 質問（しもづる）

ありがとうございます。

漏水を検知した場合の対応は今お示しいただいたんですが、その際には、地元のことも考えれば、漏水を検知した場合には、一定期間やはり受け入れをとめざるを得ないと思うんですね、その検知・復旧というところも含めて。最悪の場合は山梨の事例のようなことになってしまうわけですけども、その場合の責任負担はどうなるのかなというのを最後に確認したいと思えます。

というのが、漏水を何度も何度も検知してきたときに、当然、事業計画にもおくれが出てきますし、何らかの損害が出てくるわけです。そのときの責任といいますか、リスクを負うのは、公社のほうなのか、施工業者のほうなのか、これはどういう取り決めになっているんですか。

□ 答弁（管理型処分場整備担当参事）

この漏水が起きた場合の責任の所在等につきまして、これはまだ今から維持管理、これを受託する企業、これから契約を締結するということになりまして、その中で、その責任等についても、また、はっきりされるということになると思えます。

ただこれは、責任がそれでは直接どうなるかということではないかもしれませんが、現在の管理型処分場の施工、それから運営方法といたしましては、維持管理を行うところは建設をしたところ、それと関連するところ、これらが行って、工事、例えば山梨の場合は施工中の何か問題があったからだというふうに言われているようでございますけれども、そういったようなところの責任も考えていただくような仕組みにしているところではございます。

あと、環境保全協定におきましては、これは漏水の場合の責任をどうということではございませんけれども、一般的な話ではございますが、処分場の建設及び運営について、県は責任を持って、県環境整備公社に対し指導・助言、その他必要な支援を行うとともに、最終的な責任を負うというふうにしているところでございます。

それと済みません。先ほどの山梨の話でございますけど、一つちょっと御説明させていただいてもよろしいでしょうか。

山梨の事例というのは、鹿児島今のエコパーク、これの漏水検知システムとは構造が異なりまして、山梨のは、検知のための線があるんですけども、これが遮水シートをはさみまして、直交する箇所、こうありましたら、上のほうがこうなんです。なもんですから、ここをこういうふうにしますと傷がつくと、そういうような仕組みでございます。

鹿児島の場合は、漏水検知システムの上のほうの電極がこうありましたら、かなり下のほうに電極ございまして、同じような要因による漏水検知というのが起こると、事故が起こるということは、なかなか考えにくいところでございます。

■ 質問（しもづる）

ありがとうございます。

その漏水発生時のリスク負担については、しっかりと取り決めをやっておいていただきたいと要望します。例えば施工の瑕疵に係るものなのに、公社の負担というのは、実質的に最後は県にやってきますから、負担になることがないようにお願いしたいと思います。

最後にまとめて申し上げますけれども、最初に確認しましたとおり、最初の九十六億円の整備のうち、県から十八億八千万円出ている、また貸付金が五十九億三千万円出ているわけです。こちらの計画では、受け入れ料金収入で完済できるという計画になっておりますが、もちろん、これ受け入れ期間が延びた場合には、当然に維持管理費や公社運営費がかさむ以上は、当然に借入金返済が全額滞りなくできるかどうかというのが疑問がついてきますし、また、途中で万が一のことがあつては、結局はこの五十九億三千万円についても税金負担となる可能性を持っている事業だと思います。もちろん、将来さまざまなリスクがあるのは当たり前のことではあるんですが、他県の先行事例が蓄積されていますから、他県の事例もしっかりと参考にしながら、そのリスクを避けることはもちろんのこと、そのリスクが顕在化したときも、損害が最少になるように備えをしていただきたいと強く要望して終わります。

5. かがしま低炭素社会モデル創造事業（屋久島）について

■ 質問（しもづる）

私から、日高委員に引き続きまして、屋久島関連で一点質問させていただきます。

地球温暖化対策課に伺います。

かがしま低炭素社会モデル創造事業（屋久島）のこの創造事業について何点か伺います。

この事業自体、私自身すばらしい事業だと思っているんですが、このCO₂削減ということ自体はいいことですが、ただ一方で、このCO₂削減というのは、一個の地域がやって、極論ですけど、隣の地域がやっていなかったら、なかなか効果が見えないというものなので、まずは、これを一般財源でやっていますので、県が一般財源でやっている必要性というのを一回整理する必要があるのかなと思っています。なので、この事業を県が一般事業でやっている意味というのを示していただきたいと思います。

先に質問申し上げますが、これ、なぜ申し上げるかという、環境厚生委員会資料という資料の一ページ並びに十四ページなんですけど、まず、十四ページのほうの電気自動車用充電設備の導入、これ予算幾らか、何台分やったかわからないんですが、応募台数二台というのは少ないのかなというふうに印象を持ったんですね。そこで、地元の理解、地元の巻き込みというのをどうやって図っていくのかというのが一つ確認したいなと思ったもので、二点目としては、屋久島におけるスタンドですとか、電気自動車の導入状況、普及状況についてお示しいただきたい。

そして、三点目は、この同じ資料の一ページの一番下に、この事業の柱の一つとして、屋久島地域づ

くり促進事業というのがあります。これはモデル集落におけるCO₂削減に向けた省エネ活動による住民主体の取り組みの促進とあります。この住民主体の取り組みとは何なのか。そして、それを促進するためにどういう取り組みをやっているのかということを示していただきたいと思えます。

□ 答弁（地球温暖化対策課長）

まず、一点目の県がやる意味でございますけれども、基本的に、地球温暖化というか、CO₂のことは、確かに、委員御指摘のとおり、どこかがやれば隣のやらないと意味がないというようなところございまして、例えばこれ、世界レベルでやる必要がありまして、今、世界のCO₂で日本の占める割合が、おおむね大体三・八%、約四%です。鹿児島県が日本国内の全体で占めるのが一%ですので、鹿児島県が世界に占めるのはわずか〇・〇四%、一万分の四でしかない、一方、例えば中国が大体世界のCO₂の二五・五%ですので、単位を一万にすれば、二千五百五十となりまして、仮に、鹿児島県がゼロになっても、中国がコンマ二ふえれば、もうパーになっちゃうというようなことで、これ確かに、じゃ、国ベースでやる意味があるのかとか言い出したら、全部そうになっちゃうわけなんでございまして、鹿児島県そういうことで、世界ベースに占めるのは、本当わずか一万分の四で、じゃ、県は全然やらなくてもいいんじゃないかという、統計的にいうと、もう誤差の範囲になりますので、そういう数値にもなりますけれども、やはりこれは国全体、それから、世界全体で取り組む課題ということで、そういう意味では、県としましても、与える影響はごくわずかであっても、これはやはり取り組んでいく必要があると。そして、そういう取り組む中におきまして、屋久島というのは、いわばCO₂は、日本国内でいいますと、一番多いのは火力発電等々でございまして、その発電がほぼ一〇〇%近く水力、いわゆる電気をつくるときにほとんどCO₂を出さないという、これは世界的にも非常に珍しい地域でございまして、で、こういう特殊な地域におきまして、いろんなCO₂やっぱり出している中の四割以上がこういう車になっておりますので、そういう意味で、その発想から、CO₂フリーを目指すには、まず、車のものを減らしていこうというようなことから、この電気自動車の導入というような発想が出てきているものでございます。

それから、二点目の充電設備でございまして、これ確かに、ことし二台程度しか来ておりませんが、これ昨年も五台、それから一昨年が七台で、今、始めましてから大体二十八台、補助で入れております。そして、県が直で入れました急速充電器が四台、島内三十二台ありますけれども、予算上は大体三十台分ぐらい見ていたんですけれども、何しろ、電気自動車というのは家庭から充電できるものですから、なかなか役場、それから地域づくり協議会等々で広報するんですけれども、もうほぼ島内では、余り充電器の需要はなくなっているような状況でございまして、それで、二十六年度は、この充電器補助はもう廃止しております。

ちなみに、屋久島は周囲が約百キロぐらいしかございせんけれども、今、急速充電器は充電料というのを無料でやっておりますので、一般充電器がおおむね一時間、二時間かかるところを急速は十五分程度でできますので、使用状況を見ますと、やはり島民の方がかなり使っておりますので、そういうのもあって、いわゆる普通充電の充電設備というのは余り需要がないというような状況でございまして。

それから、屋久島地域づくりのモデル集落における取り組みですけれども、これにつきましては、島

内の四集落を指定しまして、そして、エコドライブコンテストとか、それから家庭の使用の電気を電気消費量を抑えるコンテストとか、なるべく島民の方に注目を受けるような取り組みを進めておりまして、これは地域づくり協議会、それから屋久島に地球温暖化等に取り組みますNPOがごございますので、そこ委託契約を結んでやっている状況でございます。

■ 質問（しもづる）

ありがとうございます。

今、県がやる必要性について、確かにCO2削減の面でいえば、屋久島単独、鹿児島県単独は、日本中、世界中に占める割合は少ないけれども、やらなければならないことなんだというお答えをいただきました。

私も同感でして、その上で、地元の方を巻き込んで進めていくためには、やはり誇り高いこと、日本中、世界中の先駆けになることをやっているんだということを、これ九月か十二月の定例会でも議論させていただいたと思うんですけども、**外に発信していくこと、これが非常に重要なんじゃないかなと思います。**というのが、例えば電気自動車の補助とかやっていますけれども、どうしても電気自動車、高いところもありますので、島民の方、手出しになりますと、それをやっぱりやろうと思っていただくために、そして、県からの押しつけじゃなくて、地元の方からやろうと思っていただくためには、やはり、屋久島は、先ほど水力発電で賄っているという話もありましたけれども、日本中に先駆けて、世界中に先駆けて、これだけ誇り高いことをやっているんだということを、県内も含めて、そして県外、そして日本中に対して、世界中に対して発信していく。これによって、地元の方もより取り組む気持ちというのは高まってくると思うんですね。これは実際にモデル創造事業と銘打たれていますので、屋久島でやるだけではなくて、日本中、世界中に向けて、特に観光面でもプラスになるように、発信のほうにより一層目標を置いてやっていただけるように要望して、終わります。